

P215

ちょっとアドバイス!

□上記(第1項)の規定にかかわらず、算定した高年齢受給資格者の賃金日額が、受給資格に係る離職の日において 65 歳以上の高年齢受給資格者について定められた上限額(12,740円)を超えるときは、その額(12,740円)を賃金日額とする。

P220

ちょっとアドバイス!

□上記(第1項)の規定にかかわらず、特例受給資格に係る離職の日において 65 歳以上の特例受給資格者に係る賃金日額が、受給資格に係る離職の日において「30 歳未満又は 65 歳以上」の受給資格者について定められた上限額(12,740円)を超えるときは、その額(12,740円)を賃金日額とする。

P237

ホ) 受給資格に係る離職について、離職理由による給付制限の適用を受けた場合において、待期間の満了後 1 箇月の期間内については、公共職業安定所又は職業紹介事業者等(特定地方公共団体及び職業紹介事業者、以下同じ)の紹介により職業に就いたこと

P239

ホ) 受給資格に係る離職について、離職理由による給付制限の適用を受けた場合において、待期間の満了後 1 か月の期間内については、公共職業安定所又は職業紹介事業者等の紹介により職業に就いたこと

P242

Out Line

◆再就職手当を受けた場合の受給期間の延長

(例) 支給残日数：100日、支給対象日数：60日分（再就職手当の支給率：10分の6）
 再就職手当に係る受給資格のA社離職日：平成28年10月20日
 再就職先のB社倒産による再離職日：平成29年9月20日（就職日は4月21日）

A社離職(H28.10/20) B社就職 B社離職 受給期間(H29.10/20)

* ← 求職活動 → ◎ ← 5か月 → * ← 30日間 → ▲ → △

↓
 30日間 → 14日 + 40日に延長される

再就職手当として「基本手当の60日分相当」を受給したということは、反対に言えば、当該受給資格に基づく所定給付日数の残りは「40日分」である。

P244

ハ) 公共職業安定所又は職業紹介事業者等の紹介により職業に就いたこと